



第284回 企業財務 研究会 開催

近畿財務局と日本公認会計士協会の関西3会（近畿会・兵庫会・京滋会）は1972年以来、50年以上にわたり、企業内容等の開示に関する会計上の課題を議論・研究しています。

・284回目となる今回は、近畿財務局において令和8年1月23日に開催し、公認会計士協会から23人、近畿財務局から7人、金融庁から1人の参加がありました。



発表者：公認会計士協会 京滋会



全 体 風 景



近 畿 財 務 局

京滋会の発表：四半期開示制度の有用性の考察

- ・ 2023年の金商法の改正により、四半期報告書を四半期決算短信に一体化する四半期開示制度の見直しが行われました。
- ・ 今回の発表では、四半期開示制度の在り方と、監査人によるレビューの有用性について改めて論点として示されました。

金融庁の発表：記述情報の開示の充実に向けた取組 ～サステナビリティ情報の開示の好事例について～

- ・ 金融庁は、2018年から有価証券報告書における開示の質向上のため、「[記述情報の開示の好事例集](#)」を公表しています。
- ・ 今回の発表では、2023年の改正により記載が必要となったサステナビリティ情報の開示に関連した好事例などをオンラインで紹介しました。



まとめ

・最近の株式市場では、日経平均株価が史上最高値を更新するなど（2026年2月時点）、金融庁が掲げる「貯蓄から投資」の流れが一段と加速しています。投資判断の前提となる有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書といった開示書類の質を向上させることは、金融商品取引法1条に定める「**国民経済の健全な発展**」及び「**投資者の保護**」に直結します。

・法令改正や企業開示の動向を適切に捉えつつ、引き続き日本公認会計士協会と連携し、今後も、有価証券報告書等の受理・審査を通じて、企業の皆さまの開示に関する取組がより円滑に進むよう、適切に取り組んでまいります。

